

令和元年 10 月 4 日
消費者庁消費者政策課

新たな消費者基本計画について

【消費者基本計画の位置づけ等】

- 消費者基本計画は、消費者基本法第 9 条に基づき、長期的に講ずべき消費者政策の大綱及び消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項について閣議決定するもの（5 か年計画）。
 - ※ 第 3 期計画の期間にあつては、各省庁の個別施策の実施状況について、検証・評価・監視を行うため、工程表を作成。工程表は年に 1 回改定。
- 現行の計画（第 3 期）は、平成 27 年 3 月に閣議決定され、本年度までとなっていることから、令和 2 年度から令和 6 年度までの第 4 期計画を、本年度中を目途に策定予定。
- 第 4 期計画においては、従来の消費者の安全・安心の確保、適正な取引の実現等に係る施策に加え、国連における SDGs の採択を始めとする社会経済情勢の変化を踏まえた、新たな時代にふさわしい消費者政策を推進するための施策を位置付けることを検討。

《参考：現時点での今後のスケジュールの想定》

- 令和元年 8 月
 - ・ 第 4 期消費者基本計画の構成案について、消費者委員会へ説明。
 - ・ 消費者委員会への説明に用いた構成案により、パブリックコメントを実施（8 月 13 日～9 月 3 日）。
- 令和元年年内目途
 - ・ 第 4 期消費者基本計画及び工程表の素案に係るパブリックコメントを実施。
- 令和 2 年 1 月～3 月
 - ・ 消費者委員会への諮問・答申。
 - ・ 消費者政策会議を開催した後に閣議決定。

第4期消費者基本計画 骨子（案）

第1章 消費者政策に係る基本的な考え方（背景）

基本計画の位置づけ（消費者基本法第9条に基づき策定）

消費者庁設置後10年の節目であり、消費者行政が新たなステージに入るタイミングで、令和最初の消費者基本計画を策定

今後5～10年を見越して計画を策定（状況変化に応じ適時に改訂）

第2章 これまでの取組とその後の情勢変化

① 第1期から第3期までの計画における取組

② 消費者・消費者行政を取り巻く環境の変化

<具体例>

少子高齢化の進展（人口減少、単身世帯増）

地方の過疎化（コミュニティの衰退や、地域交通の衰退による買い物弱者の発生）

科学技術の更なる発展（5G/IoT、ビッグデータ、電子商取引、シェアリングエコノミー、決済（キャッシュレス、暗号資産）、フィンテック、AI、ロボット、遺伝子工学、自動運転、等）

国際化（越境取引、訪日・在留外国人）

自然災害の激甚化（気候変動への対応）

持続可能な社会への関心の高まり（SDGs）

第3章 第4期基本計画の期間中における政策推進の基本的な方向

- ・第4期消費者基本計画では、社会の変化に合わせた消費者政策を包括的かつ戦略的に推進する。

① 全ての消費者が等しく尊重される社会を目指して

SDGsの「誰一人とりのこさない」の理念は消費者政策にも通ずるものであり、個々の消費者が等しく尊重される社会の実現に向けて幅広い取組を行うことを第4期消費者基本計画の基本方針とする。

② Society5.0への対応

我が国では官民を挙げて「Society5.0」実現の加速を目指しており、その過程で消費生活も大きく変わりつつある。

科学技術の発展は消費者にとって利便性向上とリスクの両面があることを踏まえ、両者の適切なバランスを図った良質な社会基盤を官民一体で整備する。

③ 消費者問題の原点に立ち返った迅速・的確な施策推進

・安全・安心の確保

技術革新や社会の変化に対応し、人々から信頼され、皆が安心して暮らせるための環境を整える。

・着実な法整備と執行力の強化

消費者が関わる取引の多様化・複雑化や最近の被害実態等を踏まえ、消費者法制を適時適切に整備し、それに基づいて消費者の利益を擁護するための執行力の強化を図る。

第4章 政策を推進する上で考慮すべき視点

① 地方消費者行政の強化

② 網羅的・包括的な消費者法制の整備

③ 司令塔・総合調整機能の発揮と連携強化

消費者庁を中心として、幅広い分野を対象とした横断的な政策の企画立案を行い、個別事案については政府・地方公共団体等が一体となり迅速に対処する。

第5章 今後講ずるべき主要施策（今次基本計画における消費者政策の重点事項）

<具体的な施策イメージ>

- ① 持続可能な社会の実現に向けた取組
 - ・食品ロス削減の取組の包括的な推進
 - ・「持続可能な消費」に向けた行政・消費者・事業者の協働
- ② 多様化する消費者問題への対応
 - ・個人間取引におけるトラブルへの対応
 - ・消費者の多様な背景（若者・高齢者・障がい者・災害被災者等）を踏まえた、消費者トラブル抑止のための取組
- ③ 産業のデジタル化・技術革新への対応
 - ・オンラインプラットフォームの台頭への対応
 - ・データ社会への対応
- ④ 消費生活における安全・安心の確保
- ⑤ 取引の多様化・複雑化や最近の被害実態を踏まえた対応
- ⑥ 消費者にとって便利で分かりやすい表示対策
- ⑦ 被害救済や紛争処理促進のための体制整備
- ⑧ 消費者教育の戦略的推進
- ⑨ 地方消費者行政の推進力向上
- ⑩ 消費者団体や企業その他の民間アクターの連携強化・活性化

第6章 工程表に基づく計画の効果的な実施及び検証・評価

- ・ 消費者基本計画を実効性のあるものとするため、毎年度、関係府省庁等が講ずべき具体的施策について明らかにした工程表を作成し、これに基づき施策の推進を図る。
- ・ 消費者委員会はその監視機能を発揮し、計画の実施状況の検証・評価・監視を行う。
- ・ 消費者等から意見募集を行うなど、消費者等からの意見の的確な反映を図る。
- ・ 各府省庁及び関係機関等は、検証・評価結果を次年度の具体的施策に適切に反映する。

消費者基本計画工程表